

## 令和元年10月から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

### 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

#### 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
- 就園奨励費の対象となっている幼稚園については、月額上限2.57万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 教材費、通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収約360万円未満相当世帯の子供たち等については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**(認可保育施設では、非課税世帯は既に無償化しているほか、今回の無償化に伴う保育料徴収金額表の変更はありません。)



#### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**小規模保育、企業主導型保育事業**(標準的な利用料)も同様に**無償化の対象**とされます。

※ 国では、待機児童解消の実現に向けて、「子育て安心プラン」に基づき、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿(2018年度～2020年度末までに約32万人分)の整備を進めています。また、保育士等の処遇改善にも適切に取り組んでいます。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、苫小牧市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。  
今後、在籍園より申請に係る手続きのご案内をいたします。

- 幼稚園の利用に加え、**1日450円(利用日数に応じて最大月額1.13万円まで)**の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※住民税非課税世帯は無償化枠が拡大します。



## 認可外保育施設等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、苫小牧市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、苫小牧市にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

### 【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

(注3) 認可保育所・認定こども園・幼稚園等と併用している方は、認可外保育施設等の利用は無償化の対象となりません。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

問い合わせ先: 苫小牧市健康こども部こども育成課

TEL: 0144-32-6378

MAIL: [kodomoikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:kodomoikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp)